

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現 状

##### (1) 地域の災害等リスク

###### ①那珂市の現状

###### 【位置】

当市は、関東平野の北東部にあって、茨城県の中央よりやや北部に位置し、東西約16キロメートル、97.82平方キロメートルの面積を有し、逆三角形に近い輪郭を示している。南は県都水戸市に隣接し、東はひたちなか市、東海村に接し、北東は久慈川を隔て常陸太田市と相對している。北西は常陸大宮市、さらに那珂川を境に城里町と隣接している。



###### 【地形】

当市は、その大半が久慈川と那珂川に挟まれた広域な平坦地形上に位置している。この平坦地形は“那珂台地”と呼ばれ、茨城県南部の一角を占める洪積台地のひとつである。西端の戸崎付近では標高50～60m、これより東側では標高30～40mの高さで、全体として東に向かって緩やかに低くなっている。また、台地上を北西～南東に走る浅い谷が特徴的である。

那珂台地の縁辺部には、久慈川及び那珂川により形成された段丘地形が発達している。段丘面と那珂台地面はほぼひと続きとなっているため、地形的に両者を区分することは難しいが、一部では1m内外の高度差が認められるところもある。これらの段丘面は、その代表的な分布域から、久慈川側では“額田段丘”、那珂川側では“上市段丘”とも呼ばれている。

一方、市北西部の静、下江戸、大内、田崎付近にかけては、北北西-南南東方向の小丘陵が存在する。これは“瓜連丘陵”と呼ばれ、八溝山系から延びる丘陵地形の末端部にあたる。静付近では標高100m前後で、南南東に向かって緩やかに低くなり那珂台地に接している。

また、当市の北側を境する久慈川及び南西側を境する那珂川沿いには、沖積低地と呼ばれる広域な低地が形成されている。この沖積低地の末端部には明瞭な段丘崖が発達しており、上位の段丘面と境されている。

###### 【地質】

当市の地盤を構成する地質は、上述の地形とも密接に関連している。

基盤を成すのは新第三紀中新世の砂岩、泥岩及び凝灰岩類で、広域的には“多賀層群”と呼ばれる地層である。第四紀層に広く覆われているために地表での露頭は少なく、丘陵及び台地の縁辺部にのみ現れている。昭和59年に、額田南郷の久慈川沿いの本層からナカマチクジラの歯と骨片が発見されている。

第四紀更新世中期の引田層は砂礫、砂、シルト層などから成り、瓜連丘陵にのみ分布がみられる。現在の瓜連丘陵はかつて久慈川の河谷があったところで、引田層は、新第三紀の泥岩が削られた谷を埋積した古久慈川の河谷堆積層である。また、引田層の下位には古徳礫層、新町礫層と呼ばれる段丘礫層が埋没している。

那珂台地を構成する地質は更新世後期の見和層とこれを覆う茨城粘土層で、これらが台地の堆積面をつくっている。見和層は砂、シルト、泥を主体とし、一部は砂礫から成る海成の堆積物である。

段丘礫層は久慈川及び那珂川により形成された厚さ数mの砂礫層で、見和層を覆って分布する河成堆積物である。那珂台地縁辺部に広がる段丘面(額田段丘, 上市段丘)を形成している。

関東ローム層は、瓜連丘陵、那珂台地及び縁辺部の段丘面を広く覆って広域に分布している。ローム層の厚さは最大5m前後で、この中に20～30cmの鹿沼軽石層を挟在しているのが特徴的である。

沖積層は、久慈川及び那珂川沿いの沖積低地に分布し、礫、砂、粘土から構成される。

### 【気 候】

当市は、太平洋岸に近接した平野部という自然条件に加え、気候的にも東日本型の気候に属し、平均気温13～14℃、平均湿度74パーセント程度で比較的温暖であり、冬期は降雨が少なく好天に恵まれる傾向にある。

## ②想定される地域の災害リスク

### <地 震>

茨城県を震源地とした被害想定				
No	地 震 名	地震規模 (Mw)	想 定 の 観 点	那珂市の 最大震度
①	茨城県南部の地震(茨城県南部)	7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	5強
②	茨城・埼玉県境の地震(茨城・埼玉県境)	7.3		5弱
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(F1断層)	7.1	県北部の活断層による地震の被害	6弱
④	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(棚倉破砕帯)	7.0		6弱
⑤	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	7.5	プレート内で発生する地震の被害	6弱
⑥	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	7.5		5強
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	8.4	津波による被害	6弱

▲出典：茨城県地震被害想定調査報告書

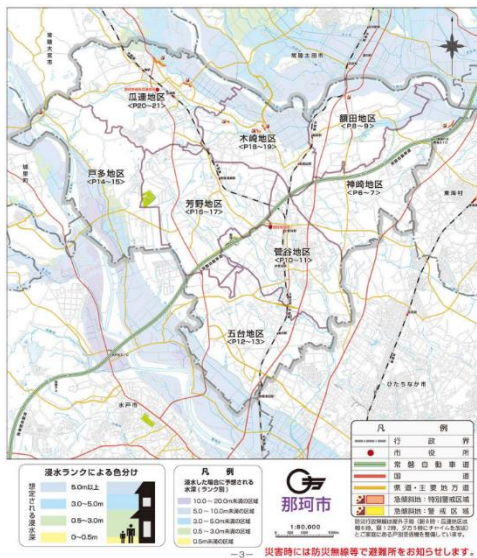
当市において特に影響を及ぼすと想定される地震は、茨城県北部を震源とした地震である。マグニチュード7.2規模の地震が那珂市役所付近を震源として発生した場合、那珂市全域で震度7となり、建物及び人的被害は次のとおり想定される。

◆想定被害状況

地表最大速度 (cm/s)	最大震度	地表最大加速度 (cm/s <sup>2</sup> )	建物全壊数 (棟)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	物資供給対象者数 (人)
86	7	2,207	2,188	153	7,445	12,214

▲出典：那珂市地域防災計画（資料編）

<洪水・土砂災害>



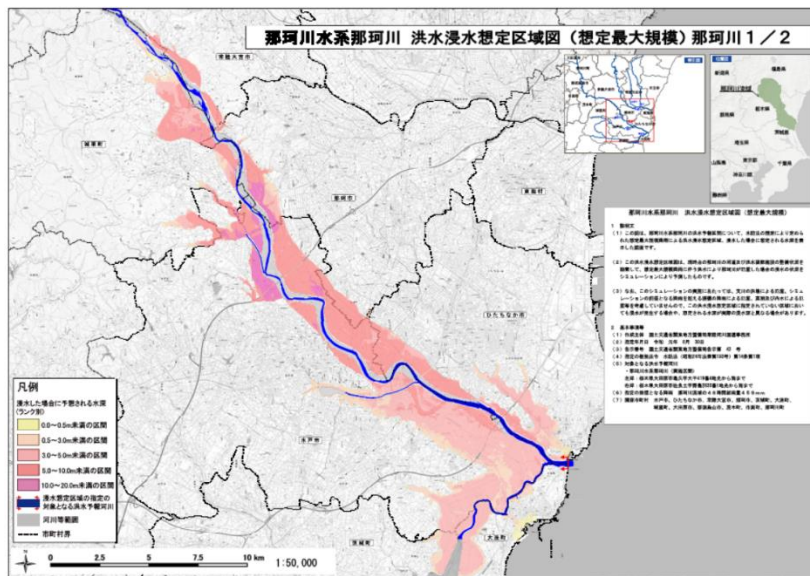
このマップにおける浸水想定は、国土交通省関東地方整備局が公表した洪水浸水想定区域図を基にしている。那珂川・久慈川が大雨によってはん濫したと仮定した場合に予想される「浸水する区域」や「浸水の深さ」、危険が迫った場合に避難する「避難所」を示している。

※算出の前提となる降雨

那珂川：那珂川流域の48時間総雨量459mm

久慈川：久慈川流域の48時間総雨量616mm

◀【那珂市防災マップ】



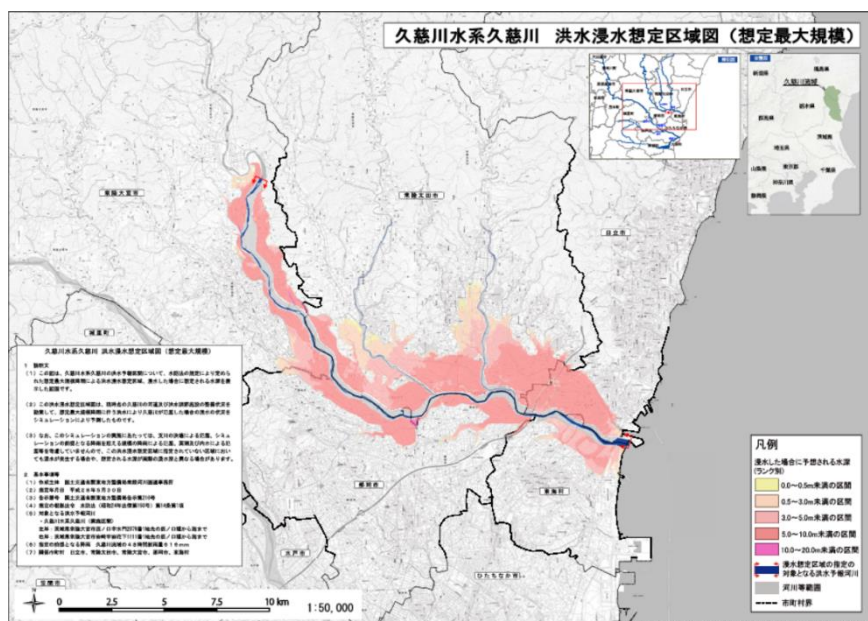
▲出典：国土交通省 常陸河川国道事務所(那珂川水系那珂川洪水浸水想定区域図)

那珂川流域全体に48時間総雨量459mmの降雨がある場合、那珂川流域において最大浸水深5m程度以上が予測されている。

<那珂川破堤・越水はん濫>

避難区域	対象地区	備考
想定浸水深 50cm～1m未満	大内	
想定浸水深 1m～2m未満	西木倉、東木倉、中台	
想定浸水深 2m～5m未満	下江戸、田崎、戸	下江戸は土砂災害危険箇所がある
想定浸水深 5m程度以上	戸（一部の田畑）	

※ 対象地区の多くが堤防から極近にあり、はん濫流の到達が早く、破壊力も大きい。



▲出典：国土交通省常陸河川国道事務所(久慈川水系久慈川洪水浸水想定区域図)

久慈川流域全体に48時間総雨量616mmの降雨がある場合、久慈川流域において最大浸水深5m程度以上が予測されている。

<久慈川破堤・越水はん濫>

避難区域	対象地区	備考
想定浸水深 1m～2m未満	下大賀、瓜連、鹿島	
想定浸水深 2m～5m未満	門部、北酒出、南酒出、額田北郷、額田東郷、本米崎	
想定浸水深 5m程度以上	門部（一部の田畑）	

※ 対象地区の多くが堤防から極近にあり、はん濫流の到達が早く、破壊力も大きい。

<原子力災害：那珂市地域防災計画（原子力災害対策編の概要）>

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設の範囲については、「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安を基準とする。当市において原子力災害対策重点区域は、次のとおりとする。

◆原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域 注1)

原災法対象事業所	注2) 許可等区分	原子力災害対策重点区域		
		重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲 (半径)	対象区域
日本原子力発電(株) 東海第二発電所 (略称：原電東海)	原子炉	発電用原子炉施設	(PAZ) 約5km	本米崎
			(UPZ) 約30km	市全域 (本米崎を除く)
三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃)	加工	加工施設	(UPZ) 約1km	本米崎 向山

▲出典：那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）

※注1)：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

注2)：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）の許可等の区分による。

<感染症>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、全国的かつ急速なまん延により当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,695 人 ・小規模事業者数 1,334 人

<内 訳>

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工 業者	商 業	359	283	市内に広く分散している
	工 業	126	99	市内に広く分散している
	建 設 業	585	460	市内に広く分散している
	サービス業	625	492	市内に広く分散している

▲参考：茨城県商工会連合会「令和2年度商工会実態調査」

### (3) これまでの取組

#### 1) 那珂市の取組

##### ①地域防災計画の策定

- ・この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、那珂市防災会議が策定する計画であって、市内の災害に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、防災関係機関等がその有する全機能を有効に發揮して、市域における災害の予防、応急対策、復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

##### ②避難所の備蓄物資及び設備の整備（拠点避難所）

- ・当市では指定避難所の中から以下の施設を拠点となる避難所に指定するとともに、拠点避難所には食糧、資機材等をあらかじめ整備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備に努めるものとしている。主なものは次のとおりである。

###### <避難所>

No	避難所名
1	中央公民館
2	ふれあいセンターよこぼり
3	ふれあいセンターごだい
4	ふれあいセンターよしの
5	総合センターらぼーる
6	那珂総合公園

###### <備蓄物資及び設備の整備内容>

No	備蓄物資名及び設備の整備名
1	食糧、飲料水
2	生活必需品
3	ラジオ、通信機材（防災行政無線、特設公衆電話等）
4	照明設備（非常用発電機を含む）
5	炊き出しに必要な機材及び燃料
6	仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
7	工具類
8	井戸（断水時の生活用水としての活用）

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の多言語併記のほか空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等に配慮するとともに、専用の物干し場、更衣室、授乳室など乳児や女性への配慮も行っていくものとしている。

さらに、市民等に対し、防災マニュアルの作成や、防災訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるとともに、市民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとしている。

### ③那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成25年4月13日に施行された。当市においては、特措法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、当市全体の態勢を整備するため、平成27年3月に「那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画」を定めている。

## 2) 商工会の取組

### <自然災害>

#### ①事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む。以下「事業者BCP」という。）施策の周知

- ・近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では管内小規模事業者に対し窓口及び巡回等とおして事業者BCPに関するリーフレットや認定制度案内の配布・周知を行ってきた。

#### ②事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

- ・事業者BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けの事業者BCP策定セミナー及び関連セミナーの開催を計画している。

#### ③損害保険への加入促進

- ・管内小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、業務災害保険、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

#### ④防災備品の備蓄

- ・災害発生時には、最低限の会館機能維持を図ることを目的に、発電機、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ（発電機用）、救急用品、工具類、軍手及びゴム手袋、タオル、ゴミ袋等を当会館内及び倉庫に備蓄している。

### <感染症>

#### ①新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援

- ・特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金など、国や茨城県、那珂市の支援施策の情報提供）、事業者への影響調査のほか、茨城県、茨城県商工会連合会、那珂市と連携した感染症拡大防止に向けた情報提供を行ってきた。

## 2 課 題

### (1) 商工会の課題

- ・職員には、災害や防災訓練の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。
- ・緊急時における当会BCPに沿った対応トレーニングができていないため、緊急時の対応について、職員への周知教育が図れていない。
- ・職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・職場における感染症対策の周知徹底が必要である。
- ・感染症リスクを低減させるため、テレワークやオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・管内小規模事業者の事業者BCPの策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、地域の災害リスクに関しても周知が必要である。

## (2) 管内事業者の課題

- ・管内事業者には、特に家族のみで経営している小規模事業者が多く、事業者BCPへの関心や、取組む意識も低いことから、地域の災害リスクへの認識と防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、そのリスクに対応した体制を構築する必要がある。

## 3 目 標

- ・管内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性について周知する。
- ・発災時や非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報などを把握するための共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援が行えるよう、また感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管内小規模事業者に対して事業者BCPの策定等を支援する。

◆事業継続力強化計画認定 6事業所／年

◆各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）6事業所／年

〔 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他 〕

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、当市や関係機関と協議を行い、速やかに茨城県へ報告する。



## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

自然災害や感染症発生時における緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、速やかな応急対策等に取り組めるように準備する。

#### 1) 管内小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、災害対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ウイルスなどの感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、管内小規模事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ウイルスなどの感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について管内小規模事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・管内小規模事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置を促し、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・当会は、令和3年度に事業継続力強化計画（BCP）を作成。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社や東海村商工会、ひたちなか商工会議所と共催し事業者BCPに関する専門家を招聘し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや事業者BCP策定支援、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・ウイルスなどの感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・経営指導員が巡回窓口等で管内小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認するとともに、必要に応じて専門家を交えて助言を行うなどのフォローを行う。
- ・必要に応じて那珂市事業継続力強化支援協議会（仮称）を設置し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練について

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

### (2) 発災後の対策

#### ■大規模自然災害

大規模自然災害発災時には、下記の手順で被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### 1) 応急対策時の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否確認を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

##### 2) 応急対策時の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策時の方針を決める。  
＜豪雨における例＞  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行ったうえで、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市、茨城県商工会連合会と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・管内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・管内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①相談窓口の設置</li><li>②被害調査</li><li>③経営課題把握</li><li>④復興支援業務</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・管内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・管内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①相談窓口の設置</li><li>②被害調査</li><li>③経営課題把握</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

### 3) 被害情報の共有

- ・ 当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

## ■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内小規模事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内小規模事業者の被害状況を確認する。
- ・ 当会は、巡回・電話等により管内小規模事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・ 当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

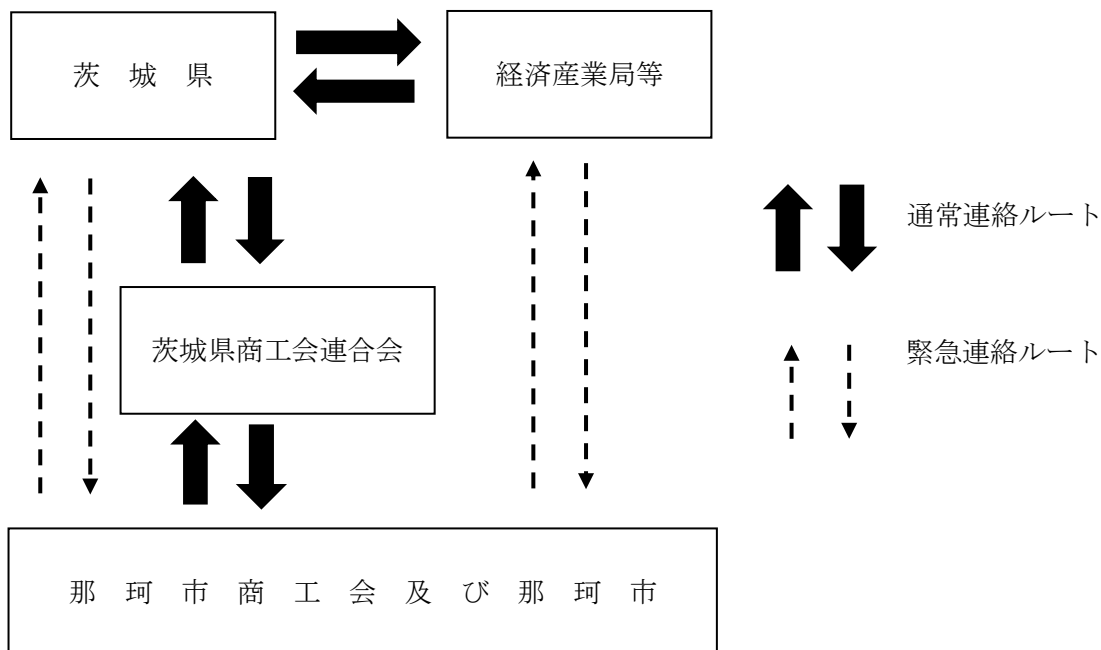
### 4) 被害情報の報告

- ・ 当会と当市で情報を共有した上で、当市においては茨城県が定める期日までに報告する。  
また、当会においては茨城県商工会連合会が定める期日までに報告を行う。

## (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県商工会連合会を通じて茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

団体等名			
報告者			
電話番号			

○関係団体の被害の概要

人的被害 <small>※職員、従業員等の被害の概要を記載</small>	物的被害 <small>※所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載</small>	その他 <small>※左記以外の被害の概要（例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等が被害を受けたことにより、流通経路に障害が発生した場合など）</small>
--	--	---

○被災中小企業等の被害状況詳細(調査対象産業等への調査を想定した形式)

No	所在地	被害態様	事業所名	業種	工業 or 商業	従業員数 (人) a	資本金 (千円)	事業用資産の被害状況											
								土地		建物		機械設備		商品、原材料、仕掛品等		従業員対			
								面積 (㎡)	被害額 (千円)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	数量 (千円)	被害額 (千円)	数量 (千円)	被害額 (千円)	被害額 (千円)	被害額 (千円)	被害額 (千円)	被害額 (千円)
例	●市	A	茨城県(株)	金属加工	工業	5	20,000	100	200	100	300	100	80	100	80	670	124		
計																			

#### (4) 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援

- ・当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。設置方法については、当市と協議するとともに、安全性が確認された場所に設置する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災小規模事業者施策（国や茨城県、当市の施策）について、管内小規模事業者等への巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある管内小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の設置等を行う。

#### **(5) 管内小規模事業者に対する復興支援**

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、管内の被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害を受けた規模が大きく、現地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について、茨城県等と協議する。

#### **※その他**

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

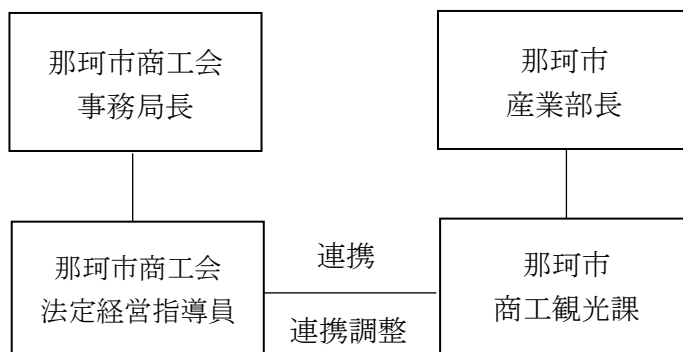
### 事業継続力強化支援事業の実施体制

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

##### (1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



##### (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 寺門 直樹 【連絡先は後述(3)①参照】

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗状況確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

##### (3) 商工会、関係市町村連絡先

①那珂市商工会

〒311-0105 茨城県那珂市菅谷4404-7

TEL: 029-298-0234 / FAX: 029-298-4995

E-mail: shokokai@nakashishokokai.com

②那珂市役所 産業部 商工観光課

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

TEL: 029-298-1111 / FAX: 029-352-1021

E-mail: syoukou-k@city.naka.lg.jp

(別表3)

**事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法**

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣費	150	150	150	150	150
会議運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

**調 達 方 法**

会費収入、公共団体、事業収入など

ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(別表4)

**事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項**

<p><b>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所、並びに法人にあっては、その代表者の氏名</b></p>
<p>東海村商工会 会長 佐藤 映史 〒319-1108 茨城県東海村村松北1-2-34 ひたちなか商工会議所 会頭 柳生 修 〒312-8716 茨城県ひたちなか市勝田中央1-4-8</p>
<p><b>連携して実施する事業の内容</b></p>
<p>①管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーの実施 管内小規模事業者に対する事業活動に影響を与える自然災害等のリスク認識に向けた周知啓発。 ②管内小規模事業者の事業者BCPの策定推進に向けた広報活動 事業者BCPの策定支援により、事業活動に与える影響の軽減を図る。</p>
<p><b>連携して事業を実施する者の役割</b></p>
<p>①普及啓発セミナー共催にかかる周知や啓発 (連携者) 東海村商工会、ひたちなか商工会議所 (効果) より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ②管内小規模事業者の事業者BCPの策定推進 (連携者) 東海村商工会、ひたちなか商工会議所 (効果) 事業者BCPの策定事業者増加につながる。</p>
<p><b>連携体制図等</b></p>
<pre> graph TD     A[那珂市商工会 事務局長] --- B[法定経営指導員]     C[東海村商工会・ ひたちなか商工会議所] --- D[法定経営指導員]     B --- E[連携調整] --- D     B --&gt; F[事業者BCP 普及啓発]     D --&gt; G[事業者BCP策定支援 ・セミナーの共催]     F --&gt; H[管内小規模事業者等]     G --&gt; H     </pre>